

京都市告示第 4 3 7 号

昭和 6 2 年 3 月 3 1 日 付 京 都 市 告 示 第 2 8 1 号 (道 路 法 に 基 づ く 道 路 区 域 の 変 更 及 び 供 用 開 始 等) の 一 部 を 次 の よう に 改 め ま す。

令 和 2 年 1 1 月 2 7 日

京 都 市 長 門 川 大 作

表 中

「

杉 阪 経 6 号 線	北 区 杉 阪 南 谷 8 番 地 地 先 か ら	旧	409.00	0.7
	同 区 杉 阪 南 谷 5 番 地 の 3 地 先 まで	新	388.70	1.90~ 7.40

」

を

「

杉 阪 経 6 号 線	北 区 杉 阪 南 谷 8 番 地 地 先 か ら	旧	409.00	0.7
	同 区 杉 阪 南 谷 5 番 地 の 3 地 先 まで	新	378.00	1.50~ 7.40

」

に 改 め ま す。

(建 設 局 土 木 管 理 部 道 路 明 示 課)